

(特惠関税等を適用する場合の取扱い)

8 の 2—1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特惠関税又は特惠関税についての特別の便益（以下この節において「特惠関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。

(1) 受理担当審査官における取扱い

受理担当審査官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 特惠関税等適用停止の有無の確認

当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、特惠関税等の適用停止の有無の確認

ロ 原産地証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第 1 項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin (P—8210)）が添付されているか否か、添付されていない場合には、令第 28 条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認

ハ 添付証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特惠受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令 30 条第 1 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」(P—8220)）が添付されていることの確認

ニ 累積加工・製造証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項の規定により特惠受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」(P—8230)）が添付されていることの確認

ホ 非原産国における積替え等に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類が

添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもって、これらの書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

へ ろうけつ染めした綿織物に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、原産国の政府又は政府代行機関により証明されていることを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS)」(P-8240)）が添付されていること及びそれらの記載事項の確認

(2) 郵便物についての取扱い

特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。